

『インボイスとデジタル化調査 小規模事業者は準備進まず』

日本商工会議所(三村明夫会頭)はこのほど、「消費税インボイス制度」と「バックオフィス業務のデジタル化」等に関する実態調査の結果を取りまとめ発表した。調査結果のポイントは以下の通り。

(1)インボイス制度導入への準備状況等○約6割の事業者が制度導入に向けて特段の準備を行っていない。「売上高1千万円以下の事業者」では7割超と、小規模事業者ほど準備が進んでいない○同制度導入に向けた課題は、「そもそも制度が複雑でよく分からない」が4割超で最多。その他、「コロナで先行き不透明の中、制度を理解する余裕もない」といった声も○課税事業者の2割超が免税事業者との取引を見直す意向○免税事業者の約2割は「課税事業者になる予定」と回答。また、「廃業を検討する」との回答が4%存在。(2)バックオフィス業務のデジタル化状況等○「売上高1千万円以下の事業者」の3割超が、経理事務について税理士等の関与なくすべて社内で対応、9割超が1人で経理事務に従事している。そのうち約75%は、代表者・役員が経理事務を兼務して行っている○帳簿の作成業務について、「売上高1千万円以下」では約5割が手書きで行っており、約1割が「1年ごと」に作成している。受発注業務も、ほとんどアナログで行っている。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

『保証債務履行のために土地・建物を売却

譲渡所得非課税になる特例適用の要件は』

通常、不動産売却を行った場合は、原則として、譲渡所得税が課税される。保証人が保証履行のために土地建物などの不動産を売却した場合であっても、課税を受けることになるのだが、保証債務を履行するために土地建物などを売った場合には、所得がなかったものとする特例がある。保証債務の履行とは、本来の債務者が債務を弁済しないときに保証人などが肩代りをして、その債務を弁済することをいう。保証債務の履行に当てはまる主なものには、(1)保証人、連帯保証人として債務を弁済した場合、(2)連帯債務者として他の連帯債務者の債務を弁済した場合、(3)身元保証人として債務を弁済した場合、(4)他人の債務を担保するために、抵当権などを設定した人がその債務を弁済したり、抵当権などを実行された場合、などがある。例えば、自分が経営する会社の「保証債務」であっても、「譲渡所得税」は非課税になる。

この特例を受けるには、(1)本来の債務者が既に債務を弁済できない状態であるときに、債務の保証をしたものでないこと、(2)保証債務を履行するために土地建物などを売っていること、(3)履行をした債務の全額又は一部の金額が、本来の債務者から回収できなくなったこと、の3要件すべてに当てはまる必要がある。この回収できなくなったこととは、本来の債務者が債務の弁済能力がないため、将来的にも回収できない場合をいう。

例えば、本来の債務者が破産をしていたり、失そうをしているなどの場合がこれに当たる。したがって、本来の債務者に弁済能力があるのに、債権の回収をしないときは、この特例は受けられない。

また、所得がなかったものとする部分の金額は、(1)肩代りをした債務のうち、回収できなくなった金額、(2)保証債務を履行した人のその年の総所得金額等の合計額、(3) 売った土地建物などの譲渡益の額、の3つのうち一番低い金額となる。